

議案第 161 号

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 地方税法の改正に伴い、公示送達の方法を変更する必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例（昭和３９年１２月世田谷区条例第７４号）の一部を次のように改正する。

第６条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は当該公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１５条第４項中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第６条の規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。